

小樽市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例原案の概要に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- | | |
|------------------------|-----|
| 1 意見等の提出者数 | 1 人 |
| 2 意見等の件数 | 3 件 |
| 3 上記 2 のうち計画等の案を修正した件数 | 0 件 |
| 4 意見等の概要及び市の考え方 | |

NO	意見等の概要	市の考え方等
1	安心して相談できる空間（場所）の確保。 これは、情報の安全管理にも係る事です。	これまで以上に相談者のプライバシーが保たれ、安心して相談できる消費生活センターとなるよう努めてまいります。
2	生活相談員の適正な人材確保のための処遇。 より良い人材確保のためには大切です。	条例原案の概要でも条例制定の主な内容に④相談員の人材及び処遇の確保と明記してありますが、相談を受付ける相談員は専門的な知識や高度な技術が必要となることから、相談業務の重要性を十分に考慮し、人材及び処遇の確保に努めてまいります。
3	消費生活協力団体・消費生活協力員との連携の強化。日々の生活の中で消費者（市民）同志が啓発し合う事が大切です。行政の積極的な関わりを期待します。	今後も各種団体と連携強化を図り、消費者被害防止に努めてまいります。

* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。